

小・中学校の就学援助制度のお知らせ

～隠岐の島町教育委員会～

隠岐の島町では、小・中学校の入学準備金や学用品費、修学旅行費、学校給食費など、学校生活にかかる費用にお困りのご家庭へ、必要な費用の一部を援助しています。

申請を希望される方は、次の内容をよくお読みのうえ、申請手続きをおこなってください。

◆就学援助を受けられる対象者◆

隠岐の島町にお住まいで、小・中学校に在学中のお子さまがいる世帯のうち、下記条件のいずれかに該当する場合が対象です。複数該当する場合は、いずれか1つの書類をご用意ください。

認定要件	添付書類（原本又は写し）
①生活保護を受けている	生活保護受給証明書
②生活保護が停止または廃止になった	生活保護 停止・廃止決定通知書
③町民税が非課税になった	非課税証明書
④町民税が減免になった	減免申請に関する通知書 (減免が決定した事が分かる通知書)
⑤個人事業税が減免になった	
⑥固定資産税が減免になった	
⑦国民健康保険税が減免になった	減免承認決定通知書
⑧国民健康保険税の徴収の猶予を受けた	徴収猶予承認通知書
⑨児童扶養手当を受給している(児童手当ではありません)	児童扶養手当証書
⑩生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている	生活福祉資金貸付決定通知書
⑪その他の理由で経済的に困りの方	課税証明書(※下記注意事項有)

※添付書類は同一生計の収入のある方『全員分』を添付してください。

※課税証明書を提出する場合、令和7年1月2日以降に隠岐の島町に転入された方は、前住所地で発行された世帯全員（未就学児および学生を除く）の課税証明書を添付してください。

◆認定の目安となる世帯の収入◆

※おおまかな目安ですので、認定は審査の結果によります。

- ・認定要件⑪で申請される場合、下記が認定の目安になります。
- ・給与所得…給与収入額から控除額など必要経費を差し引いた額
- ・年間給与収入額…給与や賞与から源泉徴収税などの差し引き前の額

世帯構成 (人数)	父母・子1人の場合 (3人)	父母・子2人の場合 (4人)	祖父母・父母・子1人の場合 (5人)
給与所得の金額 (年間給与収入額)	約276万円 (約400万円)	約340万円 (約480万円)	約396万円 (約550万円)

◆申請方法◆

以下の申請に必要な書類を揃えて、現在通っている学校へ提出してください。

(1) 就学援助申請書 (2) 委任状 (3) 該当する認定要件に応じた添付書類

※兄弟・弟妹が同じ学校に在学している場合は、申請書にまとめて記入のうえ、同じ学校へ提出してください。

※複数の学校に在学する兄弟・弟妹がいる場合は、申請書をそれぞれの学校分作成し、各学校へ1部ずつ提出してください。

◆申請の受付開始日・提出期限◆

1. 提出期限 『令和8年4月24日(金)』

・上記提出期限以降も、申請は年間を通して随時受け付けています。

◆結果通知・支給方法◆

受付期間後に審査をおこない、教育委員会より通知書を郵送します。

◆就学援助費の内容◆ (R8年度の支給内容になります。)

費目	対象者	年間支給額(円)		備考
		小学校	中学校	
学用品費	全学年	11,630	22,730	保護者へ5月末に2分の1の額、10月末に残額を支給します。
通学用品費	1年生以外	2,270		同上
新入学学用品費 (入学準備金)	1年生	64,300	81,000	保護者へ5月末に支給します。 ※4/30までに申請があった場合のみ。
学校給食費	全学年		実費	毎月、給食センターへ直接支払います。
修学旅行費	実施した学年	実費		学校が指定する納期までに学校口座へ振り込みます。
医療費	全学年	以下の疾病の治療にかかる自己負担額。 1.トラコーマ及び結膜炎 (アレルギー性のものは除く) 2.白癬、疥癬及び膿痂疹 3.中耳炎 4.慢性副鼻腔炎及びアデノイド 5.齲蝕(要観察歯(CO)は除く) 6.寄生虫病(虫卵保有を含む)		教育委員会が交付する医療券により診療を行った医療機関に医療費を支払います。

※要保護者については、「修学旅行費」および「医療費」のみが支給対象となります。

【注意事項】※必ずご確認ください※

1. 町外への転出などにより、4月から隠岐の島町立の小中学校に通学する予定のない方の申請はできません。(※3月に入学準備金の入学前支給を受けた後、町立小中学校に入学しなかったときは、返還していただくこととなりますのでご注意ください。)
2. 認定された方で転居、転校、婚姻、離婚等により世帯の状況が変わった場合は、必ず学校へご連絡の上、指示を受けてください。(場合によっては認定取消や援助費を返還していただくことがあります。)
3. 学校からの集金に未納がある世帯には、就学援助(学用品費)の支給を保護者に入金できない場合があります。どうしても払えない場合は、必ず学校と相談して対策を検討してください。

～ 問い合わせ先 ～ (ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください)

隠岐の島町教育委員会 総務学校教育課 学校教育係(吉田・永海) 2-2095